

測量・設計など公共事業の業務委託業者の皆様へ

平素よりお世話になっております。

さて、建設業の土木建築工事にかかわる公共工事の入札制度については、この2年間で大幅な改正が行われ、特に調査基準価格は、土木工事で予定価格の約86%、建築工事で約85%まで引き上げられ、判断基準価格もその2%下となりました。

しかし、別紙に記載いたしましたように、電業、管工事業、業務委託等は、低価格入札が続いており業界全体を疲弊化させる要因となっています。また、県の公共事業でありながら「土木事務所管内の業者以外の入札を認めない」など多くの課題があります。

建設業に携わった経験のある議員として、より良い方向性が見出せるよう努力してまいります。

そこで、建設業における「業務委託」の入札制度について、下記の要望を行って参りたいと考えますが、皆様のご意見ご要望をお聞かせ頂ければ幸いです。

品質確保対策として

1. 低価格入札の対策強化

(1) 平成21年7月、低価格入札調査制度が導入され、再発防止のためのペナルティーとして、岩国・防府・下関の各土木事務所では「受注した業務」が完了するまで、新たな入札指名をしない措置がなされている。

3事務所だけではなく、県内統一措置をとってはどうか？

(2) 平成22年(1月～7月)の落札率は38%～82%であり、その平均は65%である。予定価格の半額以下での落札もみられ、中国5県のうち、山口県が大手県外企業から狙い撃ちされるおそれがある。

2. 最低価格の導入

(1) 国や広島・岡山・島根各県では概ね70%以下で失格とおり、品質確保の観点から、山口県も「最低価格」を導入すべきと考えるが？

3. 発注方式の多様化(総合評価方式)

(1) 総合評価方式について、国では約3割が実施されており、広島県・島根県・鳥取県で試行中である。山口県においては、人手不足など事務手続上の困難が予想されるが、総合評価対象を予定価格1千万円以上とすれば、発注件数は2割程度であり可能と思われる。

下線部分に対する私の考え方

県内の土木事務所によっては、地元企業というと「管内の業者」と考え違いをしている場合がある。そのため、当該市町に出張所や営業所がなければ入札に参加できない場合がある。国の工事は国内業者、県の工事は県内業者、市の工事は市内業者と考えるのが筋だと思います。